

令和6年度 時津町総合教育会議 会議録

- 1 日 時 令和7年3月26日（水）午後3時00分開会
- 2 場 所 時津町役場 本庁舎 5階中会議室
- 3 出席者 町 長 山 上 広 信
教 育 長 相 川 節 子
教育委員会委員 宮 原 克 也
教育委員会委員 峯 隆 三
教育委員会委員 渡 海 富 美
- 4 事務局 総務部総務課
教育委員会事務局教育総務課、社会教育課、学校教育課
- 5 協議・調整 時津町教育大綱について
- 6 議 事 以下のとおり

●全文記録

【開会】	
司会	こんにちは。 ただいまから、総合教育会議を開催いたします。 それでは、まず、山上町長からごあいさつを申し上げます。
町長	皆さまこんにちは。本日は、お忙しい中にお集まりいただき、ありがとうございます。 教育委員の皆様におかれましては、日ごろから本町の教育行政の推進に大変お力添えをいただいていることに、感謝を申し上げます。 現代社会は、人口減少、生成A I等の登場による急激なデジタル進化、約30年ぶりの物価上昇など大きな時代の変化に直面しています。 そういったなか、本町では、「誰もが“住みたい”“住み続けたい”町へ」を目標に、生涯にわたり、安心して暮らせる社会の実現に向けたまちづくりを進めています。その根幹は人づくりであり、教育の果たす役割は大なるものがあります。 子どもたちが、国際的視野を広めるとともに、語学力に対する学習意欲の醸成を図ることを目的に、中学生の海外派遣事業を実施しており、今年度も3月下旬に予定しております。時津町の将来を担う若者が本事業を通じて、語学力を向上させ、日本の文化と海外の文化の両方に理解を深める絶好の機会ですので、参加者には、多くのものを持ち帰ってきていただくことを期待しております。 本日の会議とは少し関連が薄くなりますが、令和7年度に予定している事業を3つお話しさせていただきたいと思います。 まずは、中学校文化部活動の地域移行についてでございます。 町立中学校における休日の文化部活動の地域移行に向け、「時津町文化部活動地域移行」の場で協議を行いながら、令和7年度末までに地域移行できるよう準備を進めております。 次に、コミュニティ・スクールの推進についてでございます。 令和7年度から新たに時津小学校に学校運営協議会を設置し、「コミュニティ・スクール」としてスタートすることで、学校と地域とのつながりをより一層深め、小・中学校9年間を通じて、協働して健やかな子どもを育てる基盤づくりを進めていきます。 最後に、コスモス会館・とぎつカナリーホールの大規模改修工事についてでございます。 コスモス会館・とぎつカナリーホールは、社会教育及び社会体育施設として多くの町民の方にご利用いただいております、災害時には指定避難所として町民の生命を守る役割も担っております。 コスモス会館につきましては、令和6年度より事業着手しており、令和7

	年度にかけて改修工事の実施を予定しております。なお、主な工事の内容としましては、①空調機器の取り換え、②武道場の吊り下げ天井の適合工事、③2階にトイレの設置工事、④エレベーターの更新工事、⑤相撲場の用途変更などを想定しております。 また、とぎつカナリーホールにつきましては、令和7年度より事業着手し、主な工事の内容としましては、①雨漏り等による防水工事、②空調機器の取り換え、③電気設備のLED化等を予定しております。また、国の補助金を活用し、とぎつカナリーホールの屋上部分を隣接する文化の森公園と一体的に整備するというコンセプトの基、ウッドデッキ型の自由空間に改修し、まちの賑わいを創出する拠点整備事業を予定しております。これらを、令和7年4月より組織機構の改革に伴い、新たに新設する「戦略推進課」と「施設整備課」が中心となり、令和8年度末完成を目指し、事業を進めてまいります。 さて、本日は、現在の大綱が令和6年度までとなっておりますので、令和7年度以降の大綱について、本会議を開催しております。 限られた時間ではございますが、本町の教育、学術及び文化の振興を推進するためにも、本日の会議が実り多きものとなることを願いまして、挨拶に代えさせていただきます。 本日は、よろしくお願いします。
司会	ありがとうございました。 それでは、本日の出席者は、別紙出席者名簿のとおりでございます。総合教育会議の構成員6名、その他教育委員会からと町長部局からが事務局として出席しております。 ご紹介に代えさせていただきます。
司会	それでは、レジュメに沿って、進めさせていただきます。 次第の3であります 協議・調整に移らせていただきますが、総合教育会議のメンバーも前回の教育大綱協議の時から入れ替わっておりますので、簡単に、この総合教育会議と教育大綱について説明させていただきます。 お手元に資料②「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（概要）」という文部科学省のパンフレットがございます。こちらで、説明させていただきます。皆様方もご承知かと思いますが、平成27年4月1日の法律の改正により、教育委員会の制度について大きく変わりました。資料②の裏面「教育委員会制度、こう変わる」というページに書いてありますように、4つのポイントがございます。この中で、本日の総合教育会議につきましては、ポイントの3。それから教育大綱の策定につきましては、ポイントの4の方に整理されております。 本日は、1、2は省略させていただきます、この3、4についてご説明いたします。 まず、ポイント3の総合教育会議でございますが、改正法の第1条の4第

	1 項に根拠の定めがあり、首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、より一層民意を反映した教育行政を図ることを目的としており、平成 27 年度から開催しております。 具体的には、太い矢印がございまして、その横に総合教育会議の設置と表示されているところの下の方角で表示している事柄がございまして。 まず、会議については首長が招集するもので、原則公開となっております。構成員につきましては、首長と教育委員会の委員の皆様方で構成をされます。会議の協議・調整事項については、1 から 3 まで、①教育行政の大綱の策定②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策③児童・生徒等の生命・身体 の保護等緊急の場合に講ずべき措置、こういったものがございまして。なお、会議の運営についての詳細については、レジュメにも添付しております「時津町総合教育会議運営方針」のとおりとなっております。 それから、ポイント 4 の大綱でございまして、これは改正法の第 1 条の 3 の第 1 項の方に根拠の規定がございまして。大綱というのは、教育の目標や施策の根本的な方針ということでございまして、教育基本法第 17 条に規定する基本的な方針をさん酌、つまり参考にして定めるとなっております。大綱については、総合教育会議において首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定をするとなっております。首長及び教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管する事務を執行するとされているものでございまして。 以上、簡単ではございますが、総合教育会議と教育大綱についての説明を終わらせていただきます。 それでは、時津町総合教育会議運営方針 第 5 条により、ここから、議長を山上町長にお願いしたいと思います。 山上町長、よろしくお願いいたします。
【協議・調整事項】	
町長	それでは、「時津町教育大綱」について、協議を行います。 本大綱（案）は、時津町の教育が目指す基本的な理念を明らかにし、教育の振興に関する基本的な方針及び講ずべき施策についてまとめています。 それでは、大綱の具体的な内容につきましては、事務局からの説明をお願いします。
事務局	時津町教育大綱の案について、説明をさせていただきます。 教育大綱とは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 1 条の 3 第 1 項の規定に基づき、地方自治体の長が国の教育振興基本計画の内容をさん酌し、地域の実情に応じた、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものです。本大綱（案）は、本町の教育が目指す基本的な理念を明らかにし、教育の振興に関する基本的な方針及び講ずべき施策についてまとめています。 お手元に「時津町教育大綱（案）」と記載している資料がございまして。

まず、1 ページ目をご覧ください。

「1 大綱策定の趣旨」 こちらについては、読み上げさせていただきます。

本町では、「誰もが“住みたい”“住み続けたい”町へ」を目標に、豊かな自然や歴史文化資源を生かしながら活力と笑顔があふれ、生涯にわたり、安心して暮らせる社会の実現に向けたまちづくりを進めていきます。

子どもたちが将来の変化を予測することが困難と言われている 21 世紀のグローバル社会を生き抜くには、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む一方で、本町をふるさととするすべての人々が誇りを持ち、いきいきと活動できるまちづくりに寄与するため、ここに教育大綱を策定するものです。

「2 大綱の位置づけ」 これは、先ほどもご説明しましたが、本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項に基づき、地方公共団体の長が策定する大綱として位置づけられるものです。

「3 大綱の期間」でございますが、現大綱が令和 2 年度から令和 6 年度、本年度で終了となりますので、大綱案が対象とする期間は、令和 7 年度から 11 年度の 5 年間とします。なお、国や県による制度改正があった場合のほか、社会情勢等に変動があった場合などには、柔軟に対応してまいりたいと考えています。

なお、下に教育関係の計画の関連の表の整理をしております。まず、時津町の総合計画ですが、これは時津町のまちづくりの目標を定めているもので、現計画が令和 12 年度までの計画となっているところでございます。

それから、本教育大綱につきましては、令和 7 年度から 11 年度までの教育の目標あるいは方針について定めようとするものでございます。

それから、一番下に時津町教育振興基本計画とございますが、これは、先程の教育大綱の目的達成のために行うべき事業等を定める計画となり、教育委員会の方で策定していただいているものとなります。現計画が令和 3 年度から令和 7 年度までの計画となっており、今後、本日ご協議いただく本大綱を基に、令和 8 年度から 12 年度の計画を策定するものになるようでございます。

次に、2 ページ目をご覧ください。

「4 本町の基本理念」

「夢や志をいだき、ふるさと時津を拓(ひら)く人づくり」をめざして

変化の激しい予測困難な社会を生き抜くためには、知・徳・体の調和がとれ、夢や志・目標を持って自己実現を目指し、主体性を持ってたくましく生き抜く自立した人間を育成することが重要です。

人と人とのつながりや家庭・学校・地域のつながりの輪を広げ、一体となって、ともに生きることの素晴らしさ、尊さを享受し、生きる喜びや町民どうしの絆をはぐくむことも重要です。

そのために、家庭や地域など町をあげて、ともに学び合い、支え合う教育風土を醸成し、自己成長の原点であるふるさと時津を愛し、ふるさと時津の発展を志向する人材や創造力・国際性を備えた人材を育みます。そして、自ら直面する困難な課題に対して、主体性をもってたくましく切り拓いていく人材を育成し、「誰もが “住みたい” “住み続けたい” 町へ」の実現を目指します。

これは、時津町教育委員会の基本理念でありホームページにも掲載しているものでございますが、時津町としても同じ基本理念のもと、まちづくりを進めているものでございます。

次に、3 ページ目をご覧ください。

「5 基本目標」 大きくは3つあります。

1つ、「子ども一人一人を尊重し、子どもが自ら未来を切り拓く力を育む教育を推進します」とあります。これは、現大綱の1番目の目標に対応するものです。

グローバル化する社会の持続的な発展に向けて一人一人の多様な才能や能力を生かす教育を推進します。また、理解し合い協働する姿勢やコミュニケーション能力の向上を目指します。

子どもたちの発達段階に応じた心の教育を推進し、ふるさと時津への愛着と誇りを涵養します。併せて、人権意識を醸成し、差別や偏見のない社会を創造するため、平和の大切さを広め、国際交流や異文化を理解するための取り組みを行います。

2つ目として、「学校、家庭、地域が連携・協働し、安心できる教育環境の充実を図ります。」とあります。これは、現大綱の2番目の目標に対応するものです。

10年後20年後の未来を担う子どもたちが豊かな創造力を持ち、主体的に行動できるようになるために、今大人は何をすべきかを考え、実践しながら、子どもとともに大人自身も成長する町を目指していきます。また、家庭教育支援の輪が地域に広がるように取り組みます。

誰もが安全に安心して学校に通える環境を整備します。いじめの防止についても、町、教育委員会、学校、家庭、地域が一体となって、「いじめは起こりうるもの」として捉え、「いじめを絶対に許さない、見逃さない。」という認識の下、いじめ根絶に取り組みます。

4 ページをご覧ください。3つ目として、「誰もが生涯にわたり、いつでも、主体的に学び、活躍できる生涯学習社会の実現を推進します。」とあります。これは、現大綱の3番目の目標に対応するものです。

子どもから高齢者まで生涯を通じて学習ができる環境づくりを整備するとともに、生涯学習活動を通じて、地域への愛着を育み、家庭や地域でともに支え合い、つながりあう地域社会の実現に向けた取り組みを推進します。

	また、スポーツ・レクリエーションの機会の充実や指導者及び団体の育成・支援を行うとともに、歴史文化財の保護や地域文化の振興に取り組みます。としています。 次に、「6 具体的な施策」 先ほどの3つの基本目標を達成するための具体的な施策として5項目にまとめさせていただいております。 まず、基本目標1の施策として「①主体的に未来を切り拓く力の基礎を培う学校教育の推進」と題しまして、確かな学力の向上や、豊かな心と健やかな体を持つ子どもたちの育成に取り組みます。 地域に密着した学校運営に努め、郷土愛を育むための環境を整備します。 また、一人一人のニーズに応じたきめ細かな指導・支援を図り、特別支援教育の充実や、就学支援、いじめ、不登校対策等に係る教育相談体制の強化、学校内外における子どもたちの安全確保等、教育環境の整備、充実に努めます。とさせていただいております。 なお、具体的な項目について5項目箇条書きで掲載させていただいております。 次に、5ページをご覧ください。基本目標1の施策として「②学びを支える質の高い教育環境の充実」と題しまして、学校における教職員の資質向上とICT機器の充実に取り組みます。また、教育の機会均等に向け、子どもたちの誰もが、安心して教育を受けることができるよう、支援を行います。とさせていただいております。 なお、これについても3項目箇条書きで施策を掲載しております。 次に基本目標2の施策として、「③学校・家庭・地域の連携・協働による地域の教育力向上の推進」と題しまして、PTAをはじめとした各種団体の活動への支援を行います。また、コミュニティ・スクールと連携・協働した地域学校協働活動の支援体制の充実を図ります。ということで、3項目具体的な施策を挙げております。 次に基本目標3の施策として、「④生涯にわたり誰もが学び、活躍できる環境づくりの推進」と題しまして、自己実現や人とのつながり（関係性）に基づくウェルビーイングを高める環境づくりを推進します。ということで、2項目具体的な施策を挙げております。 最後に、基本目標3の施策として、「⑤時代に合わせたスポーツ・文化・芸術活動の推進」と題しまして、子どもから高齢者に至るまで健やかな生活ができるよう競技スポーツ・生涯スポーツ活動を推進し時代の変化に対応した文化・芸術に親しむ機会を提供します。ということで、3項目具体的な施策を挙げております。 以上で、時津町教育大綱の案について説明を終わらせていただきます。
町長	はい。ありがとうございました。

	今説明が終わりましたが、この件に関しまして、ご意見等はございませんでしょうか。 はい、宮原委員。
宮原委員	はい。意見ではないのですが。 5ページの「教職員の資質向上」も重要ですが、前提として教員数を確保する必要があると思います。 近年、教員志望者が減っている中で、教員の確保は必須です。 次に、2点目、時代に合わせたスポーツ文化芸術活動の精神について、時代の変化に対応した文化芸術があります。 例えば、子どもの競技に関しても、昔は想像できなかった踊りやヒップホップ、eスポーツなどがあります。 時代の変化に対応した文化芸術を子どもたちに提供し、新しい文化や芸術をいち早く察知して、夢を与えられる環境にしてほしいと思います。
町長	教員の確保について、教育長、よろしいでしょうか。
教育長	教員の確保について、現状、不足はありません。 ただし、人材確保のため、職員の家族・知り合い等を通じて、臨時職員等の確保に努めています。
町長	時代に合わせたスポーツ文化芸術活動についてですが、 eスポーツのお話もありましたが、ゲームっていう一般的に思いがちなんですけど、スポーツということで、世界的な大会もあります。 このeスポーツを通じて、認知機能の衰えを抑制する効果もあると聞いております。 町内にも、ダンスクラブがありますが、みなさん楽しくやっているところを見かけます。 しかし、そういったスポーツをする場所であったり、学校の運動クラブではなく、地域のクラブ化への移行など、様々な課題があると思います。 こういった時代の流れのなかで、高齢者や子どもたちが望むことの100%はできないかもしれませんが、リサーチして、協議等しながら意見を聞いて、それを試作化して、具体的にしていくことは、重要なかなと思います。 他に、ご意見等ございますか。
峯委員	5ページの③学校・家庭・地域の連携についてなんですが、 子ども会加入者が減少しております。 子ども会が消滅した地区もあると聞いております。 これは、子どもの事情というより、親の意向が強くあると思います。 子ども会に参加して、そこでしか経験できないようなことを体験させることで、地域の高齢者とのふれあいも増えると思います。 そういった中で、PTAと子ども会が連携できれば、親の役員負担にも繋がるのではないかと思います。

町長	P T Aと子ども会の連携ですけど、時津小学校ではP T Aの中に子ども会が入っていて、地区によってバラバラですよ。 いろいろ、その仕組みの中でやり方を考えて、いくのも大事ななって思います。 教育長どうぞ。
教育長	社会教育委員会の中で、子ども会の減少をどう食い止めるかっていうことで、子ども会の減少をどう食い止めるかっていうことで、これからの願いとしては、地区も子ども会を独立させないで、自治会組織の中に子供育成部として組織の一部にできないのか。 自治会役員が中心となり、自治会として子どもと大人と一緒に、子供たちが参加して喜ぶような体験活動を年に数回実施するなどして、子どもたちに楽しさを提供し、地域住民との交流を深め、参加できる保護者は参加し、子どもたちが「この人楽しいね」と感じ、繋がることできないかと考えています。 子どもたちの縦と横の繋がりを密にし、絆を育み、自立を促すきっかけを作ろうとしています。 自治会役員になりたくないという人もいますが、子ども会役員になりたくない人の割合の方が大きいです。 現状維持のため、会員増加は難しいかもしれませんが、社会教育委員会が自治会長に働きかけ、新たな取り組みを計画中です。 ただし、なるかならないかわかりません。
宮原委員	質問ですが、子ども会ってというのは、法令上、設置は必要なのでしょうか。
事務局	法令上の規定はないですね。
宮原委員	法的根拠がないというのであれば、やり方、形とか名称が変わるかもしれませんが、子どもたちの為に何かしていこうっていうのは、やっぱり地域の中に残っていく、残さないといけないと思うんですけど、何かこう、方策を今から考えていかないといけないなと思います。 多分、今すごく変化の時かもしれませんね。地域の方々とよく話をして、子どもたちの為に何かできれば。
渡海委員	図書館が、月に1度シニアクラブに本を配本しているんですけど、その時に皆さん活発に活動されてまして、あれを見るときに、そこに、子どもたちも交えて活動できれば、子どもと地域の連携ということに繋がらないかなと思いました。
町長	そのほか、ご意見等はよろしいでしょうか。
一同	ありません。
町長	それでは、時津教育大綱については、この内容ではよろしいでしょうか。 これで、議事は終了しますので、事務局にお返しします。
事務局	ありがとうございました。

	なお、本日協議・調整していただきました「時津町教育大綱」につきましては、公表を行う必要がありますので、完成版を皆様に配付するとともに、ホームページにも掲載いたします。
【閉会】	
事務局	ありがとうございました。 なお、本日協議・調整していただきました「時津町教育大綱」につきましては、公表を行う必要がありますので、完成版を皆様に配付するとともに、ホームページにも掲載いたします。
一同	はい。
事務局	これもちまして、時津町総合教育会議を閉会いたします。 本日は皆さま、ありがとうございました。
一同	ありがとうございました。